

件名	愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号） 国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日付けで公布された雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）により、国家公務員退職手当法の一部を改正する雇用保険法等の一部を改正する法律附則第 16 条及び第 17 条の規定が平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正により、失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い国家公務員退職手当法の改正に準じて愛媛県職員退職手当条例の一部改正を行うものである。</p> <p>【改正の概要】</p> <p>○改正する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県職員退職手当条例（昭和 29 年愛媛県条例第 3 号） <p>○改正箇所、内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 10 条（失業者の退職手当） <ul style="list-style-type: none"> 第 4 項 本項による退職手当は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の規定であるが、雇用保険の適用が 65 歳以上に拡大されることにより、雇用保険法において「高年齢継続被保険者」が「高年齢被保険者」と改正されたことに伴う改正。 第 5 項 本項による退職手当の支給は、懲戒免職処分等により一般の退職手当等が支給されていないという点を除き、第 4 項の規定による改正内容と同様。 第 10 項 雇用保険の就職促進給付のうち「広域求職活動費」を拡充して、求職活動に伴う費用（例：就職面接のための一時預かり費用）についても給付対象となる「求職活動支援費」となったことに伴う改正 第 11 項 求職活動支援費等の各種附加給付の規定を高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給される者について準用することとする改正 	
施行日	平成 29 年 1 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○「失業者の退職手当」とは</p> <p>地方公務員（臨時職員等を除く。）については、雇用保険法の適用対象から除外されており、保険料負担も雇用保険法による失業給付もないが、雇用保険法の失業給付程度の保障は必要であることから、退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業しているときは、その差額相当分を特別の退職手当として支給することとしている。</p>	